

平成26年6月13日

お知らせ

産業廃棄物処分業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処分業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者
産業廃棄物処分業者
大阪府大阪市住之江区平林南1丁目1番27号
株式会社 南和環境
代表取締役 岡部 真治
- 2 処分日
平成26年6月13日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物処分業許可（埋立）の取消し
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
産業廃棄物処理施設設置許可（安定型最終処分場）の取消し
- 4 行政処分の理由
株式会社南和環境は、平成26年6月9日に大阪地方裁判所から破産
手続開始決定を受けた。
このことは、法第14条の3の2第1項に規定する許可の取消要件
（破産者で復権をえないもの）に該当し、本県が法第14条第1項及
び第6項の規定に基づき許可している産業廃棄物処理業並びに法第1
5条第1項の規定に基づき許可している産業廃棄物処理施設設置許可
を取消すものである。
- 5 処分場（処理施設）の所在地
大分県佐伯市宇目大字南田原2059-36、49